

議案第 18 号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 12 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の
一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成元年墨田区条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「又は」を「、又は」に改め、同条第 2 項第 4 号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項第 5 号中「一に」を「いずれかに」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号の次に次の 1 号を加える。

職員の定年等に関する条例第 9 条の規定により同条第 1 項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める
職員

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

職員の定年引上げ等に伴い、管理監督職勤務上限年齢制による降任等の特例として異動期間を延長された管理監督職を占める職員について、外国の地方公共団体の機関等に派遣することができないこととする必要がある。